

## 根室市地域防災推進員の任用等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域の防災・減災意識の高揚、自主防災組織等の活性化を図るため、根室市地域防災推進員(以下「推進員」という。)を置き、もって防災・減災対策の推進を図ることを目的とする。

### (職務)

第2条 推進員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 防災・減災知識の普及に関すること。
- (2) 自主防災組織活動への助言に関すること。
- (3) その他防災・減災に関し市長が必要と認めること。

### (委嘱)

第3条 推進員は、自主防災組織等から推薦された者のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 推進員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

### (報酬及び費用弁償)

第5条 推進員の報酬は、支給しない。

- 2 推進員の費用弁償は、根室市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和33年根室市条例第42号)の規定に基づき支給する。

### (研修)

第6条 市は、地域防災推進員の技能向上のため、必要な研修を実施する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この訓令は、平成28年 4月 1日より施行する。